

寄附・寄贈

◆門真ロータリークラブ様
英語力向上の推進のため、英語教材および事務用品を寄贈いただき感謝いたします。

◆ふるさと納税の寄附お礼
本市ふるさと納税におきまして、29年4月～30年1月に市内・外から410件のご寄附をいただき、昨年度の1522件を大幅に上回る結果となりました。皆さまのご芳志に感謝いたします。

◆寄附状況はホームページ（魅力発信課）にて公開いたします。

◆お問い合わせ先
魅力発信課
☎06(6902)5605



持ち込みごみは予約が必要

クリーンセンターに直接ごみ



を持ち込む場合は、事前に電話予約が必要です。予約がない場合は持ち込まれたごみを処分することができませんのでご注意ください。

◆予約専用ダイヤル
☎06(6909)3551
予約方法 ごみの搬入日の平日で2日前までに電話

◆受付は平日午前9時～午後4時30分
○月曜日に搬入する場合は前週の木曜日までに予約
○火曜日に搬入する場合は前週の金曜日までに予約

◆2日前が祝日の場合はその前日
持ち込みできる時間
午前9時15分～正午、午後1時15分～4時
持ち込みできるごみの種類
可燃ごみ、粗大ごみなどの一般廃棄物

◆事業活動により発生する産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油など)は不可
お問い合わせ先
☎06(6902)6005

市役所の日曜相談窓口

相談内容	とき	持ち物・業務内容など	相談・問合せ先
マイナンバー	4月8日(日) 午前9時～正午	業務内容 通知カード・個人番号カードの交付、マイナンバーに関する相談	市民課 ☎06(6902)5983
国民年金		持ち物 年金手帳、印鑑など ※離職した人、同世帯の代理人の申請時は別途必要書類あり	市民課 ☎06(6902)6005
市税納付	4月29日(日) 午前10時～午後3時	※証明書の発行などは不可	納税課 ☎06(6902)5935
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料納付		※南部市民センターでも受付可。ただし、納付書・保険証の発行は不可のため後日郵送	保険収納課 ☎06(6902)5939

募集

クリーンセンター施設課
☎06(6909)43092

◆各募集の詳細は市ホームページ参照。または問い合わせ

市民課 臨時的任用職員

勤務期間 6月1日(金)～8月31日(金)の平日のうち週2日。午前9時～午後5時
勤務場所 市民課
内容 入力などの事務補助、電話対応

◆対象 65歳未満で簡単なパソコン操作ができる人
募集人数 1人
賃金 時給973円

◆交通費別途支給(上限あり)
申込方法 4月13日(金)までに電話連絡後、履歴書を持参
申込・問合せ 市民課
☎06(6902)6005

◆障がい者歯科診療所
歯科衛生士
勤務期間 5月1日(火)～31年3月
市内小・中学校で開催している「かどま土曜自習室サタスタ」と、市内小学校で開催している「まなび舎Kids」での管理員、学習アドバイザー

市民ご意見番を募集

市民ご意見番とは、市の事務事業を市民の皆さんに評価してもらう制度です。

◆対象 市在住・在勤で18歳以上の人
募集人数 350人程度
応募方法

5月7日(月)までに、任意の様式に次の事項を記載のうえ郵送(必着)または持参
○評価したい基本目標の第一希望と第2希望の番号
○住所、氏名(フリガナ)、電話番号、年齢、性別
※報償はなし
応募・問合せ
〒571-8585
「門真市役所」企画課
☎06(6902)5572

月31日(日)の水曜日をローテーションで月2回程度
○1日勤務の場合：午前10時30分～午後4時30分
○半日勤務の場合：午後0時30分～4時30分
勤務場所 保健福祉センター
内容 障がい者(児)への歯科衛生士業務、受付業務

◆対象 歯科衛生士の資格があり障がい者歯科診療に積極的に取り組める人
募集人数 1人
賃金
○1日勤務：1万2750円
○半日勤務：1万4000円
申込方法 4月16日(月)までに履歴書を郵送(必着)または持参
申込・問合せ
〒571-0064
門真市御堂町14-1
「門真市役所」健康増進課
☎06(6904)6400

管理員、学習アドバイザー

市内小・中学校で開催している「かどま土曜自習室サタスタ」と、市内小学校で開催している「まなび舎Kids」での管理員、学習アドバイザー

◆管理員：市在住の人
○学習アドバイザー：大学生など
謝礼
○管理員：1回1080円
○学習アドバイザー：1回2000円
※交通費含む
申込方法 電話
申込・問合せ 社会教育課
☎06(6902)7139

有償ボランティアを募集します。
活動時間
○サタスタ：土曜日の午前中2時間程度
○まなび舎：水曜日の放課後2時間程度
※時間、場所は各学校により異なる
活動内容
○管理員：児童などの安全管理、活動場所の管理
○学習アドバイザー：児童などへの学習支援(宿題、学習プリントなど)

◆武田朋久監査委員は、監査の範囲のうち政務活動費に関する部分については、地方自治法第199条の2の規定により、除外としています
※結果報告・措置の状況の全文は市ホームページで公表

29年度定期監査

◆監査対象
議会事務局
◆監査結果要旨
監査委員(溝端 武田朋久)は、地方自治法の規定により、財務に関する事務および事務事業の執行が適正・効率的に行われているかを監査しました。結果はおおむね適正と認められましたが、一部に改善検討を要するものが見受けられ、指摘を受けた内容は適正化に努めています。

指摘および措置状況

◆指摘事項①
平成28年度会議録検索システム業務委託において、契約書は発注者受注者双方記名押印のうえ、各一通ずつ保有するものであるが、市保有の契約書原本の発注者の押印漏れがあった。

◆改善措置①
押印漏れがあった市保有の契約書原本に押印するとともに、受注者の契約書に漏れがないことを確認いたしました。今後は適正な事務執行に努めます。

◆指摘事項②
各議員が備品を購入した際に

◆改善措置②
今後は、備品台帳を議員毎に分けて保管するとともに一覧表の作成を行い、備品台帳の適切な管理及び適正な事務執行に努めます。

指摘事項③

政務活動費による各議員の備品の買い換えについては、門真市議会政務活動費に関する取扱要領第6条第2項により、「購入した備品は、別表に定める耐用年数を満了せずに買い換えることはできない。」と規定され、同条第3項において、「止むを得ない理由により備品が滅失又は毀損し、且つ修理等の対応が不合理と認められる場合、当該備品はその耐用年数を満了したものとみなし、再度購入することができる。」と規定されている。しかし、一部の備品において、耐用年数を満了せずに再度購入したものがあつたが、修理などの対応が不合理と認められる内容および資料が添付されていなかった。

改善措置③

今後は、耐用年数が満了していない備品のやむを得ない再度購入については、その経過および資料添付の十分な確認に努めてまいります。

指摘事項④

政務活動費は、門真市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題および市民の意思を把握し、市政に反映させる活動そのほか住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付されており、政務活動費の交付を受けた議員は規則で定めるところにより、

改善措置④

今後は、提出された書類を十分に確認し、適切に処理するよう努めてまいります。

◆監査委員事務局
☎06(6902)6990